

福井県報

第 19 号
令和元年
7月9日(火)
火・金曜日 発行
1月1,890円郵送料共

— 目 次 —
(※は、県例規集登載事項)

告 示

※県統計調査の告示の一部を改正する

告示(九六・統計情報課)……………一

○身体障害者福祉法に規定する医師の
指定(九七・障がい福祉課)……………二

○障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律の規定に
よる指定自立支援医療機関の指定(

九八・同)……………三

公 告

○令和元年度行政書士試験の実施(情
報公開・法制課)……………四

○令和元年度職業訓練指導員試験の実
施(労働政策課)……………五

○海洋生物資源の保存及び管理に関す
る法律の規定による海洋生物資源の
保存および管理に関する計画の変更

(水産課)……………五

公立大学法人福井県立大学公告

○一般競争入札の実施……………一〇

告 示

福井県告示第96号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を
次のように定める。

令和元年7月9日

福井県知事 杉本 達治

県統計調査の告示の一部を改正する告
示

県統計調査の告示(平成21年福井県告示
第187号)の一部を次のように改正する。
表中

調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求める事項およびその基準となる期日または期間	報告を求める者	報告を求めるために用いる方法	報告を求める期間
福井県勤労者就業環境基礎調査 県内の勤労者が具体的にどのような就業環境・労働条件のもとに働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上をより積極的に推進するための基礎的データを	福井県全域 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービ事業（他に分類されないもの）」に属する事業所	事業所の現況、就業規則、労働時間・休日・休暇、非正規従業員の雇用管理、育児・介護休業制度、仕事と家庭の両立支援、男女雇用機会均等関係、高年齢者雇用関係、人材育成関係、多様な人材の活用、働き方改革関係について 7月31日	840事業所	県一報告者 郵送調査	1年 7月下旬 ～9月下旬
調査の名称および目的	調査対象の範囲	報告を求める事項およびその基準となる期日または期間	報告を求める者	報告を求めるために用いる方法	報告を求める期間
福井県勤労者就業環境基礎調査 県内の勤労者が具体的にどのような就業環境・労働条件のもとに働いているのか実態を把握し、今後の勤労者の福祉向上をより積極的に推進するための基礎的データを	福井県全域 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービ事業（他に分類されないもの）」に属する事業所	事業所の現況、就業規則、労働時間・休日・休暇、非正規従業員の雇用管理、育児・介護休業制度、仕事と家庭の両立支援、男女雇用機会均等関係、高年齢者雇用関係、人材育成関係、多様な人材の活用、働き方改革関係について 7月31日	840事業所	県一報告者 郵送調査	1年 7月下旬 ～9月下旬

に改める。

附 則

この告示は、令和元年7月9日から施行する。

福井県告示第97号

を

令和元年7月1日付けで、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月9日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1 外科	林田 有市	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央1丁目2-34
2 外科	服部 泰章	医療法人 林病院	越前市府中1丁目5-7
3 内科、外科、小児科	細川 知江子	高浜町国民健康保険 和田診療所	大飯郡高浜町和田117-68
4 内科、外科、小児科	澤田 裕介	高浜町国民健康保険 和田診療所	大飯郡高浜町和田117-68
5 整形外科	坂本 拓己	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
6 脳神経外科	磯崎 誠	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
7 脳神経外科	齊藤 晃	中山クリニック	小浜市多田2-2-1
8 循環器科	野寺 稜	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3
9 内科	太田 肇	市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60

福井県告示第98号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年7月9日

福井県知事 杉本 達治

薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者の名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院医療	クスリのアオキ板垣薬局	福井市板垣5丁目130	株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512	令和元年7月1日

公 告

令和元年度行政書士試験の実施について、
行政書士法施行細則（昭和26年福井県規則
第13号）第2条の規定により、次のとおり
公示する。

令和元年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 試験日時

令和元年11月10日（日）午後1時か
ら午後4時まで

2 試験場所

福井市文京3丁目9-1
福井大学 文京キャンパス

3 試験の科目および方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等
（出題数46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法
理論、行政手続法、行政不服審査法、
行政事件訴訟法、国家賠償法および地
方自治法を中心とする。）、民法、商
法および基礎法学の中からそれぞれ出
題し、法令については、平成31年4
月1日現在施行されている法令に関し
出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識
等（出題数14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人
情報保護および文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、行政書士の業務に関
し必要な法令等は択一式および記述式
（40字程度で記述するものを出題す
る。）、行政書士の業務に関連する一

般知識等は択一式とする。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和元年7月29日（月）から令和
元年8月30日（金）まで（令和元年
8月30日の消印があるものまで受け
付ける。）

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究セン
ター試験課

受験願書および試験案内が入ってい
た封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で
郵送すること。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真の貼付および受付
郵便局の日附印のある振替払込受付証
明書（お客さま用）の貼付があるもの
）

エ 受験手数料

7,000円（納付方法については
、試験案内を参照）

一旦払い込まれた受験手数料は、原
則として返還しない。

オ 試験案内および受験願書の配布期間

、配布方法および配布場所

カ 郵送配布

① 配布期間
令和元年7月29日（月）から
令和元年8月23日（金）まで（
必着である。この期間内に請求が
あったものについて、上記配布期
間に郵送配布する。）

② 請求方法

140円分の切手を貼った、宛
先明記の返信用封筒（角形2号：
A4サイズの用紙が折らずに入る

大きさ）を同封した上、③の宛先
まで郵便で請求すること。

③ 宛先

一般財団法人行政書士試験研究

センター試験課

〒252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便
局留

(1) 窓口配布

① 配布期間

令和元年7月29日（月）から
令和元年8月30日（金）まで（
ただし、土曜日、日曜日および祝
日を除く。）

② 配布場所

a 福井県総務部情報公開・法制
課
福井市大手3丁目17-1福
井県庁5階

電話0776-20-024

6

（配布時間 午前8時30分
から午後5時15分まで）

b 福井県会計局会計課若狭会計
室
小浜市遠敷1丁目101

電話0770-56-590

9

（配布時間 午前8時30分
から午後5時15分まで）
c 福井県会計局会計課二州会計
室
敦賀市中央町1丁目7-42

電話0770-22-005

0

（配布時間 午前8時30分
から午後5時15分まで）

d 福井県行政書士会

福井市大手3丁目4-1福井

放送会館3階K室

電話0776-27-716

5

（配布時間 午前9時から午
後5時まで）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和元年7月29日（月）午前9時
から令和元年8月27日（火）午後5
時まで（最終日（8月27日）午後5
時には接続中（入力中）であっても申
込みができなくなる。）

最終日は混雑が予想されるので、余
裕を持って申し込むこと。

イ 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究セン
ターのホームページからインターネッ
ト出願画面に接続し、画面の項目に従
って必要事項を漏れなく入力すること
。

ウ 受験手数料

7,000円（クレジットカード（
申込者本人名義のものに限る。）また
はコンビニエンスストアで払い込むも
のとする。利用できるクレジットカード
は、VISA、Master、JCB、
アメリカン・エクスプレスおよび
Dinersとする。利用できるコン
ビエンスストアは、セゾン・イレブ
ン、ローソン、ローソン・スリーエフ
、ファミリーマート、セイコーマート
、ミニストップ、デリアーヤサキ、
ヤマザキデイリーストアおよびニュー
ー一旦払い込まれた受験手数料は、原

則として返還しない。

- (3) 連絡先 一般財団法人行政書士試験
研究センター 電話03-3263-
7700

5 特別措置の実施

身体機能に障がいのある場合で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望するときは、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターに必ず相談すること。

6 合格発表の日時および方法

- (1) 日時 令和2年1月29日(水) 午前9時
- (2) 方法 福井県庁舎1階掲示板および福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、一般財団法人行政書士試験研究センターから受験者全員に各通知書を送送する。

なお、合否に関する問合せには応じない。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験(以下「試験」という。)を実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年7月9日

福井県知事 杉本 達治

1 試験を実施する職種

全職種(実技試験および学科試験のうち関連学科が免除される者を対象に学科試験のうち指導方法のみを実施)

2 試験の科目

免許職種	学科試験の科目
全職種	指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)

3 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 規則第45条の2第2項および第3項に規定する者

- (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

4 試験の免除
試験の受験資格を有する者のうち、次に該当する者については、試験の免除を受けることができる。

- (1) 規則第46条に該当する者
- (2) 規則別表11の3に該当する者

5 試験の日時 令和元年9月13日(金) 午前10時から

6 試験の実施場所

福井市林藤島町20-1-3
福井産業技術専門学院

7 受験手続

- (1) 受験の申請に必要な書類
- ア 受験申請書・写真票・受験票・履歴書(1枚綴りの所定様式)
- イ 受験資格および免除資格を証明する書類

書類

- ウ 身分証明書
- エ 登記されていないことの証明書

(2) 受験手数料

3,100円

(3) 書類の提出先

〒910-8580

福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部労働政策課

(4) 受付期間

令和元年7月22日(月)から同年8月8日(木)まで

郵便による場合は、令和元年8月8日(木)までの消印があるものに限り、受け付ける。

(5) 受験票の送付

申請書を受理した後、受験票を送付するので、大切に保管し試験当日必ず持参すること。

8 合格発表

令和元年10月3日(木)

合格者の受験番号を福井県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者には合格通知を送付する。

9 その他

(1) 受験者は、試験当日受験票および筆記用具を持参すること。

(2) 受験申請書・写真票・受験票・履歴書は、福井県産業労働部労働政策課に据え置くので、郵送を希望する場合には、120円切手を貼ったあて先明記の角形2号(A4大)の返信用封筒を同封して労働政策課まで申込むこと。

(3) 受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部労働政策課(電話番号0776-20-0388)に行うこと。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第4条第7項および第8項の規定に基づき、福井県の海洋生物資源の保存および管理に関する計画の一部を令和元年6月28日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり変更後の計画を公表する。

令和元年7月9日

福井県知事 杉本 達治

一 海洋生物資源の保存および管理に関する方針

1 本県の海域は、対馬暖流による浮魚類の回遊と広い面積を持つ大陸棚域に豊富に生息する底魚類に恵まれ、日本海側でも有数の好漁場を形成している。

本県の水産業は、生産量で11,731トン、生産額で8,379百万円の漁獲実績を有している(平成29年)。

また、水産加工業での生産も盛んであり、特に沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。

2 このように、水産業は、本県の均衡ある発展を図るために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

我が国周辺水域における海洋生物資源の多くは、近年、全体として概ね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、概ね同様の傾向が見られるところであり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するため

には、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県は、従来からの漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置に加え、海洋生物資源の適切な保存および管理を図るため、国の基本計画により本県に定められた、第1種特定海洋生物資源の漁獲可能量および第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力可能量について管理措置を講じてきたところである。

4 県は、漁獲可能量および漁獲努力可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等を指導し、または採捕の数量の公表等実効性のある措置を講じるため、他県の入漁船を含めた第1種特定海洋生物資源の採捕実績および第2種特定海洋生物資源の操業実績の確かな把握に努めることとする。

5 本県について定められた漁獲可能量および漁獲努力可能量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布および回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データの蓄積または知見の収集が必要であるため、県水産試験場を中心とし、国または関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源および第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存および管理

を図るため、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量および漁獲努力可能量については、他府県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

9 なお、くろまぐろの保存管理措置を規定する計画は、別に定める。

二 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 平成30年の第1種特定海洋生物資源知事管理量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定める。

(単位：トン)

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
まあじ	平成30年1月～平成30年12月	若干
まさばおよびごまさば	平成30年7月～令和元年(平成31年)6月	若干
するめいか	平成30年4月～平成31年3月	
ずわいかにか	平成30年7月～令和元年(平成31年)6月	270

2 令和元年(平成31年)の第1種特定海洋生物資源知事管理量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定める。

(単位：トン)

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
海洋生物資源	平成31年1月～	

まあじ	令和元年(平成31年)12月	若干
まさばおよびごまさば	令和元年(平成31年)7月～令和2年6月	若干
するめいか	平成31年4月～令和2年3月	
ずわいかにか	令和元年(平成31年)7月～令和2年6月	166

三 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関する実施すべき施策に関する事項

【くろまぐろ】
別に定める。

【まあじ】

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統計数については現状のとおりとして従来の操業規制と同程度とすることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさばおよびごまさば】

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統計数については現状のとおりとして従来の操業規制と同程度とすることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統計数については現状のとおりとして従来の操業規制と同程度とすることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5 トン未満の動力船を使用する釣りによ

ってするめいかをとることを目的とする漁業にあつては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実績を把握する。

また、福井県資源管理指針の円滑な推進により、自主的資源管理措置に取り組む。

【ずわいかにか】

小型底びき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲努力量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、福井県資源管理指針の円滑な推進により、漁期外に混獲、死亡する個体数を低減するよう努めるとともに、自主的資源管理措置に取り組む。

四 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

1 令和元年(平成31年)の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量およびその対象となる採捕の種類に係る期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力可能量(隻日)
あかがしらい	小型機船底びき網漁業(うち手繰1種漁業)	平成31年4月1日～令和元年(平成31年)5月31日	2,006

(注) 「小型機船底びき網漁業」とは、漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

2 令和元年(平成31年)の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理漁獲努力可能量およびその対象となる採捕の種類に係る期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力可能量(隻日)
あかがしらい	機船底びき網漁業	平成31年4月1日～令和元年(平成31年)5月31日	2,006

(注) 「機船底びき網漁業」とは、福井県漁業調整規則(昭和39年福井県規則第61号)に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

五 第2種特定海洋生物資源知事管理量に關し実施すべき施策に関する事項

【あかがしらい】

日本海西部のあかがしらい(ずわいがいを含む。)の資源回復を図るために、福井県資源管理指針に基づき自主的資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力可能量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

六 その他の海洋生物資源の保存および管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存および管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更

に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存および管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、小型底びき網漁業の漁獲努力可能量の適正化について検討を進めるものとする。

福井県の海洋生物資源の保存および管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐる」について

(第5管理期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

一 くろまぐるの保存および管理に関する方針

1 くろまぐるは、資源水準が悪化していることから、中西部太平洋まぐる類委員会(WCPFC)の決定を踏まえ、我が国では法に基づき第1種特定海洋生物資源に指定し、適切に管理することとなっている。

2 このため、くろまぐるの保存および管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。

3 本県において、くろまぐるは主に定置漁業において混獲されるほか、はえ縄漁業等によっても混獲されている。本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐるの採捕の数量を的確に把握する必要がことから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。あわせて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はその旨を直ちに公表するとともに、早期是

正措置を講じるものとする。

4 あわせて、適切な管理を行っていくためには、くろまぐるの分布、回遊状況および資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見を得る必要があることから、国や関係都道府県との連携のもと、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

5 これらのほか、本県の知事管理量を遵守する観点から、くろまぐるの適切な保存および管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

二 くろまぐるの漁獲可能量について福井県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	19.7トン	うち20トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	17.9トン	うち6.4トンを留保する

※ 我が国全体の小型魚または大型魚の漁獲可能量を超えるおそれ著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって上表の本県の知事管理量とする。

三 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別の数量に関する事項

1 採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
漁船漁業等の割当量	1.0トン	0.1トン
定置漁業の割当量	16.7トン	11.4トン

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

2 本県の採捕の数量が採捕の種類別の数量を超えるおそれ著しく大きいと認められる場合は、定めた採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止等の命令を発出する。

四 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制

(1) 漁業協同組合（以下「漁協」という。）および漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）は、急激な採捕の数量の積み上がりにより、以下に該当する場合は速やかに本県に一報のうえ採捕の数量報告を行うものとする。

報告基準	
漁業種類	
小型魚	漁船漁業等 ・ 1隻あたり1日10キログラムを超える量の採捕 定置漁業 ・ 1か統あたり1日200キログラムを超える量の採捕
大型魚	漁船漁業等 ・ 1隻あたり1日30キログラムを超える量の採捕 定置漁業 ・ 1か統あたり1日100キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の本県に一報する体制は、各漁業者から漁協または漁連の担当責任者へ、漁協または漁連の担当責任者から本県水産課へ電話連絡することとし、常時（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時を含む。）連絡が取れるよう連絡網を別に定めるものとする。

(3) 大型魚または小型魚もしくははその両方において(1)の報告がなされる急激な採捕があった場合に、当該漁業者が直ちに取組む緊急の管理措置は、以下のとおりとする。また、本県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、当該漁業者により以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	<ul style="list-style-type: none"> 当該漁協は、所属組合員に対し大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 県／漁協の残存が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろ目的の操業自粛や混獲時の生存個体の放流により出荷を自粛するとともに、漁協および漁連は荷受けを自粛する。
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> 当該漁協は、所属組合員に対し大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 県／漁協の残存が判明するまでの間、漁業者は生存個体の放流や網の開放および臨時休業等により出荷を自粛するとともに、漁協および漁連は荷受けを自粛する。

(4) 本県は、1日1トンをを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

(1) 本県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認められる場合として、本県の第2または第3の数量（留保の数量を除く。）の7割を超える、

またはそのおそれがあると認めるとき
で、当該採捕の数量を公表するもの
とする。

- (2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚もしくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、またはそのおそれがあると認めるときで農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

3 本県は、前述の採捕の数量の公表後速やかに法第9条第2項の規定に基づき助言、指導または勧告を内容とする以下の早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。ただし、法第13条第2項の規定による協定に基づき管理措置を実施する場合はこの限りでない。

- (1) 漁船漁業等
 - 大型魚の採捕を目的とした操業は一切認めないこととし、小型魚については次の措置を講じるものとする。

- ア 通常時
 - 2キログラム未満の生存個体を放流するよう助言する。
 - 漁船漁業等の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき。
 - 2キログラム未満の生存個体を放流する。
 - 操業時間または操業回数(日数)を通常時の2分の1の頻度に抑制する。
 - 本県は、これらの措置の実施を指導するとともに所屬漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
- イ 漁船漁業等の割当量の8割を超え
 - おそれがあると認めるとき。
 - くろまぐろの採捕を目的とする操業は自粛する。
 - 生存個体は放流する。
 - くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、1日1隻1尾混獲採捕した時点で当該漁船は当該日の操業を切り上げる。
 - 本県は、これらの措置の実施を指導するとともに所屬漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
 - 漁船漁業等の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき。
 - くろまぐろの採捕を目的とする操業は自粛する。
 - 生存個体は放流する。
 - くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、1日1隻1尾混獲採捕した時点で当該漁船は当該日の操業を切り上げる。
 - 本県は、これらの措置の実施を勧告するとともに所屬漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

- エ 定置漁業
 - 小型魚については次の措置を講じるものとする。
 - 通常時
 - 2キログラム未満の生存個体を放流するよう助言する。
 - 定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき。
 - 生存個体は放流する。
 - 網起こしの回数を通常時の3分の2の頻度に抑制する。
 - 魚探等により、くろまぐろの入網が無いことを確認できた場合はこの限りでない。ただし、この場合においてくろまぐろを採捕した場合は10日間休漁する。
 - 本県は、これらの措置の実施を指導するとともに所屬漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
 - エ おそれがあると認めるとき。
 - 定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき。
 - 生存個体は全て放流する。
 - 魚探等を用いてくろまぐろの入網が無いことを確実に確認できた場合以外は休漁する。
 - 本県は、これらの措置の実施を勧告するとともに所屬漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

- イ 定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき。
- 生存個体は全て放流する。
- 網起こしの回数を通常時の2分の1の頻度に抑制する。
- 魚探等により、くろまぐろの入網が無いことを確認できた場合はこの限りでない。ただし、この場合においてくろまぐろを採捕した場合は10日間休漁する。
- 本県は、これらの措置の実施を指導するとともに所屬漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
- ウ 定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき。
- 生存個体は全て放流する。
- 魚探等を用いてくろまぐろの入網が無いことを確実に確認できた場合以外は休漁する。
- 本県は、これらの措置の実施を勧告するとともに所屬漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

4 その他海洋生物資源の保存および管理に関する重要事項について

- (1) 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

- (2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかではないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ等々の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

五 その他くろまぐろの保存および管理に関する重要事項について

- 1 本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点において、法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令をする。
- 2 本県の採捕の数量が第3の採捕の種類別の数量の9割5分を超える時点において、法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令をする。

3 我が国全体の小型魚または大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点において、法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令をする。

4 本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）は、本県の水面における遊漁者も対象であることから、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を遊漁者に対して行う。

公立大学法人福井県立大学公告

一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月9日

公立大学法人福井県立大学

理事長 林 雅則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

福井県立大学生物資源開発研究センター作業棟（A棟）改修工事実施設計業務

委託

(2) 業務内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

令和元年9月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき事務局長が定める競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 一級建築士の資格を有する者を、この業務に従事させることができる者であること。

(5) 平成21年度以降において、元請（共同企業体の場合は、当該共同企業体の代表者に限る。）として受託した、学校など公共施設の新築または改修に係る同規模以上の設計業務の履行実績を有する者であること。

(6) 福井県内に、本店、支店、営業所または事業所がある者であること。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員または

はその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関係している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-

1-1
公立大学法人福井県立大学財務企画課
電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、本学のホームページ上で公開する。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札

参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期限

令和元年7月18日（木）15時まで

(2) 提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。
(3) 提出先
3(1)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法

持参すること。

(2) 入札および開札の場所ならびに日時
ア 場所
公立大学法人福井県立大学図書館棟
会議室
イ 日時
令和元年7月25日（木）9時

6 入札方法に関する事項

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達職務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

- (1) 入札保証金および契約保証金
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (2) 入札の無効
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (3) 契約書作成の要否
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。
- (5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

令和元年七月九日印
令和元年七月九日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市文京一丁目十九番二十

福井県
高桑印刷(株)

☎ 六三三二番